

神石高原町立来見小学校生徒指導規程

目的

学校教育目標を達成すると共に、児童が望ましい集団生活や社会生活を送れるよう、本校における規程を示した。児童が、ルール、マナーを守るなど規範意識を向上させ健全な成長を図るために、この規程をもとに適切な指導・支援を行っていくものである。

第1条 登下校

- (1) バス内でのマナー違反があった場合、個別の指導を行う。その後改善が見られない場合、家庭に連絡し指導への協力をお願いする。
- (2) 決められた通学路を守らなかったり寄り道をしたりしていた場合は、家庭に連絡し指導への協力をお願いする。

第2条 欠席者・遅刻者への指導

- (1) 欠席者が続く場合は、家庭へ連絡し、理由に応じて指導への協力をお願いする。
- (2) 週に2回遅刻したときは、家庭へ連絡し指導への協力をお願いする。

第3条 服装・頭髪・アクセサリなどの規則違反

- (1) 職員が指導しても児童の態度が変わらない場合は、家庭に連絡し指導への協力をお願いする。
- (2) 指導して直さなかった場合、他の児童への影響を考え、元に戻すまで別室指導とする。

第4条 持ち物について

- (1) 学習に必要なでない物やお金、貴重品、携帯電話を持ってきた場合は、担任が預かり、保護者に返す。
- (2) 必要に応じて持ち物検査を行う。

第5条 授業エスケープ

- (1) すぐに教室へ戻るよう指導する。
- (2) 教室に戻らない児童については、別室で学習させるか、指導を続ける。
- (3) その日のうちに家庭に連絡する。

第6条 授業妨害

- 1-1 他の児童が落ち着いて学習ができない状況をつくる児童に対しては、授業者がすぐに指導を行う。
- (2) 授業者の指導に従わない場合は、他の職員と連携し、自分で振り返りができ進んで学習ができるようになるまで別室で指導を行う。

第7条 器物破損

- (1) 当事者から事情を聞き、事実を確認する。
- (2) 保護者に連絡し、場合によっては来校していただく。
- (3) 状況によっては、関係機関に連絡するとともに、保護者に被害額の弁償をお願いする。

第8条 児童・教職員に対する暴力

- (1) 当事者一人一人から事情を聞き、事実を確認する。
- (2) 保護者に連絡し、場合によっては来校していただく。
- (3) 状況によっては、関係機関に連絡する。

第9条 特別な指導

安全・安心な学校にするため、本人の自律を育成するために、特別な指導を行うことがある。

特別な指導とは、別室で児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを、落ち着いて考えさせるものである。

- (1) 項目
 - ①盗難・万引き
 - ②暴力
 - ③金銭トラブル（物の貸し借り）
 - ④器物破損
 - ⑤その他（喫煙・いじめなど）
- (2) 対応
 - ①第1段階の指導・・・本人への説諭，事実・反省の文章の作成及び保護者との連携を図る。
 - ②第2段階の指導・・・第1段階の指導をふまえた保護者との面談を行う。
 - ③第3段階の指導・・・第2段階までの指導をふまえ，改善状況がない場合は，反省のための別室指導や関係機関との連携を図る。

第10条 タブレットの使い方について

- (1) タブレットの使用については、別紙「タブレット端末利用上のルール」に準ずるものとする。
- (2) 学習での活用を基本とし、休憩時間等に使わないよう指導する。
- (3) 家庭にタブレットを持ち帰る際には、学習での使用という原則を周知し、家庭での指導の協力をお願いする。
- (4) 授業者の指導に従わない場合や不適切な活用（悪口を書き込むなど）をしている場合は、1週間程度タブレット使用禁止とし、禁止期間が明けた後は校長に反省文を提出し返却してもらう。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

平成25年4月1日より、一部改訂して施行する。

令和4年4月1日より、一部改正して施行する。

令和5年4月1日より、一部改正して施行する。